

## 第12回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年12月20日(水) 開 会：14時30分  
閉 会：15時20分
- 2 場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
周南市教育委員会 2階会議室
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課主幹 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長  
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長  
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第21号 周南市公民館運営審議会委員の委嘱について
3	議案第40号 平成30年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
4	議案第41号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第42号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第43号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 7 委員会協議会 (1) 1月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 平成29年度の卒業式の予定日について  
(報告者：学校教育課)
- (3) 徳山駅前図書館について  
(報告者：中央図書館)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から「平成29年第12回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、池永委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

2	報告第21号 周南市公民館運営審議会委員の委嘱について
---	-----------------------------

**教育長**

続いて日程第2、報告第21号「周南市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

**生涯学習課長**

報告第21号「周南市公民館運営審議会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。  
議案書1ページ、2ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

今回の委嘱は、本年11月30日をもちまして、第7期の周南市公民館運営審議会委員の2年間の任期が満了したことにより、第8期の周南市公民館運営審議会委員を委嘱するものでございます。委員につきましては、2ページに記載のとおり12名で、第7期に引き続き、全員が再任となっております。以上で報告を終わります。

**教育長**

この件につきまして、何かご質問ございませんか。

**池永委員**

再任と言われましたが、女性の委員が3名ですが、会の構成における女性の割合として何かきまりのようなものはないのでしょうか。

**生涯学習課長**

委員の構成につきましては、目標が4割となっておりますことから、それに近づけるよう努力しているところでございます。

**教育長**

補足ですが、今年度末をもって公民館運営審議会という組織自体が無くなり、4月から新しい体制になりますので、その時に改選をして女性の割合を4割にということではなかったでしょうか。

**生涯学習課長**

この公民館運営審議会ですが、これまでご説明申し上げてきたとおり、本議会においてご承認をいただきましたら、平成30年4月から公民館が無くなり市民センターになります。それに伴いまして、公民館運営審議会というものも自動的に失効となり、4月以降、新たな組織が形成されるということになり、その中での選任は目標に沿ったかたちで選出をしていただくということ

で現在調整中でございます。

**教育長**

今月12月1日で任期が切れることから、来年3月末までの間、現状のかたちで改選をさせていただき、4月からは新たな体制の中で女性の4割ということも決められるだろうということでございます。

その他にご質問ございませんか。

それでは、報告第21号を承認いたします。

3	議案第40号 平成30年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について
---	------------------------------------

**教育長**

続いて日程第3、議案第40号「平成30年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

議案第40号「平成30年度周南市立小・中学校人事異動内申方針について」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号」に基づくものでございます。

この度、山口県教育委員会から、「平成30年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針」が示されましたので、周南市教育委員会においても、それに沿った「平成30年度周南市立小・中学校人事異動内申方針」を定めようとするものでございます。

この内申にしたがいまして、周南市教育大綱の基本理念である「未来（あす）に向かって、“共に”育む、周南の子供」の実現に向けた取組を推進し、子どもたちの健やかな成長のために、学校の教育諸課題の解決を支援し、地域とともにある学校づくりをめざして、周南市教育の実現に取り組みます。

なお、県の人事異動方針は、昨年度から変更点がございませんでしたので、本市の異動内申方針につきましても、昨年度から変更した箇所はございません。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**教育長**

はい、ご質問ございませんか。

**大野委員**

確認ですが、これは毎年、県の方針を受けて刷新したものを出されるということでしょうか。

**学校教育課長**

その通りでございます。

**池永委員**

3番目ですが、「同一校勤務が7年を超える者」の異動というのはずっとやられていると思うのですが、「合併前の旧市町での長期勤務者」ですが、これはどの程度・基準というかたちで捉えられているのか。

## 学校教育課長

旧市町の長期勤務者につきましては、概ね15年を目処にと県の方から説明を受けております。合併してから、旧徳山市から旧新南陽市・旧鹿野町・旧熊毛町などへの異動がありますので該当される方はあまり多くありません。

## 教育長

地域によりますね。

## 池永委員

周南市は、県内他市町に比べて、異動が比較的多いのではないかと考えていますので、今後ますます交流を図っていただければと思います。

## 教育長

その他、ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第40号を決定いたします。

4	議案第41号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
---	--

## 教育長

続いて日程第4、議案第41号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、教育政策課から説明をお願いいたします。

## 教育政策課主幹

議案書5ページ、議案第41号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」につきましては、教育委員会の権限とされておりますことから、教育委員会にお諮りするものでございます。

この規則改正につきましては、徳山駅前図書館の開館に伴うものでございます。

議案書7ページ及び8ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の規則改正により、来年2月3日に開館予定の徳山駅前図書館を、別表第1及び別表第2に新たに加え、また別表第2では、その徳山駅前図書館の事務分掌を加えるところでございます。

なお、規則改正の施行期日は、開館予定日である、平成30年2月3日といたしました。

以上でございます。よろしく、ご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

## 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案41号を決定いたします。

5	議案第42号 周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について
---	---------------------------------------

## 教育長

続いて日程第5、議案第42号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、中央図書館から説明をお願いいたします。

## 中央図書館長

それでは、議案第42号「周南市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。9ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号によるものでございます。

この規則改正は、周南市立徳山駅前図書館の開館に伴う公印の追加でございます。施行期日につきましては、開館予定日であります平成30年2月3日としております。

11ページに新旧対照表を示しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

## 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案42号を決定いたします。

6	議案第43号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	--

## 教育長

続いて日程第6、議案第43号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

12ページをお願いします。議案第44号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

13、14ページをお開きください。この度の一部改正は、別表にございます住吉中学校区のうち、徳山小学校区である本町、那智町、晴海町、徳山港町を、表中の（ ）内に示した「※印」の付いている地域に追加をいたしまして、申請により岐陽中学校への学区外通学を認める地域とするように改正を行うものでございます。お手元に配付しております地図を併せて御覧ください。

地図中の青い枠線で囲まれた地域が、13ページの表に示してあります徳山小学校、住吉中学校校区のうち、※印で示した、申請により岐陽中学校に通学することができる地域に該当します。

この青い枠線で囲まれた地域につきましては、平成25年12月と平成26年10月にそれぞれの自治会から、申請により岐陽中学校に通うことができるようにしてほしいという趣旨の要望書が提出されました。

要望書の提出を受けまして、周南市通学区審議会に諮られ、審議会の答申を踏まえ、教育委員会会議で審議した結果、平成26年4月及び平成27年4月に、申請により岐陽中学校に学区外通学が認められる地域に変更されております。その審議の際、地図中央部の茶色で示しております本町地域は、当時中学校入学予定の児童が居住していなかったため、当時の本町自治会が要望書

の提出を見送られたことから、本町地域だけが徳山小学校区、住吉中学校区として現在まで続いております。

しかしながら、地図を御覧になってお分かりのとおり、青い枠線に囲まれた地域の自治会からの要望を受けて開かれた通学区審議会において、本町地区の自治会からの要望書が無かったとしても、周囲の状況等を考慮し、同地域も審議会の中で委員から御意見をいただくべき事案であったと考えられます。

この度、本町1丁目に居住する、現在小学6年生の保護者から、近隣の地域と同様に岐陽中学校に子どもを入学させたいという要望がございました。併せて、本町1丁目自治会からも、申請により岐陽中学校への学区外通学を認める地域となるように改正してほしい旨の要望書が提出されたところでございます。過去の経緯と今回の要望を踏まえ、本日、規則改正を御審議いただくことにいたしました。

また、「本町2丁目」についても、今回要望はありませんでしたが、隣接する本町1丁目と同様の扱いとし、併せて、地図左側に茶色で示した「那智町、晴海町、徳山港町」については、工場地帯で、現在、該当する児童生徒はおりませんが、別表中に記載があることから、本町と同様、申請により岐陽中学校への学区外通学を認める地域に加えることとしております。

なお、通学区の変更については、これまで休校などの場合を除いて、周南市通学区審議会に諮問し、答申を経て、教育委員会会議で審議していただいておりますが、この度の事案は、平成25年、26年の審議の際、青い枠線で囲まれた地域と併せて審議すべき事案であったことから、周南市通学区審議会での協議を行わず、本会において通学区変更の御決定をいただくよう進めさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

## 教育長

それではご質問ございませんか。

## 片山委員

申請についてですが、自治会からの申請という説明でしたが、保護者が校区外の申請を希望した場合、自治会にお願いして、自治会から教育委員会への要望という手順になるのでしょうか。

## 学校教育課長

地図で言いますと、青枠で囲まれた地区に住まわれている方が岐陽中学校に通学したいということであれば、保護者の方から教育委員会に学校を変えたいという申請をしてもらうようになります。今回の場合は、同じ地区の自治会が、自治会全体を青い枠で囲まれた通学区と同様の取扱いにしてほしいという要望をいただいたところでございます。

## 教育長

枠外からの保護者の方の要望については、規定などがございますからお受けすることはできません。自治会から、今回のような状況も含めて、通学を希望する学校の方がはるかに距離が近いとかいう要望をいただいた場合は、審議会に諮って検討、決定していくということになります。

## 池永委員

今年度は、青線枠の校区から、徳山小の子どもが何人くらい岐陽中に入り、住吉中に入ったでしょうか。

## 学校教育課長

手元に資料はございませんが、該当範囲から住吉中に通っている子どもはほとんどいないと聞いております。

## 池永委員

私もそれを聞いていますので、住吉中は子どもは減って、岐陽中との生徒数との差がますますひらいていいの难道うかと思えます。

## 教育長

子どもたちの立場から考えて、徳山小学校で同じ学校、同じクラスですずっとやってきている中で、同じ所に住んでいながら、それぞれ通う中学校が違うということについて、やはり友達と同じ中学校に行きたいと思う気持ちが当然強いと思えます。そうしたことから、現状のような状況になっているものと思われれます。ですから、ここは選択可能区域にしておりますので、ご家庭の方で判断いただくということになりますが、傾向は委員のおっしゃるよう偏りがでていことは事実でございます。

## 池永委員

住吉中の生徒は、全員、今宿小からの卒業生のみ構成になるため、違う小学校からの卒業生が混ざるといこともいいかなと思うところもありますが。

## 教育長

かつて、住吉中学校そのものが、現在地にはなくて、港の方に学校があったということもあり、その時の校区が残っていることもあり、それを現状にあうように、登下校する距離が短いようにというところで、今回のような自治会からの要望がこの地域については強くあると考えております。

その他、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案43号を決定いたします。

## 教育長

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成29年第12回教育委員会定例会を終了いたします。

## 署名委員

池永 博 委員 \_\_\_\_\_

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_